

## 森林整備（造林）補助事業竣工検査内規

昭和54年9月5日農林第 862号  
昭和56年11月24日農林第1153号  
平成14年12月16日農緑第1486号  
平成16年3月31日農緑第1887号  
平成16年11月24日農緑第1580号  
平成19年4月2日農森第8999号  
平成21年8月17日農森第1393号  
平成28年8月8日農森第1177号  
平成30年10月16日農森第1624号  
令和3年9月17日農森第1288号  
令和5年3月31日農森第2597号  
〔最終改正〕令和6年3月25日農森第2579号

### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** 森林整備（造林）補助事業実施要領（以下「要領」という。）第7に規定する造林事業竣工検査（以下「検査」という。）は、要領の規定によるほかこの内規の定めるところによる。

（検査員）

**第2条** 農林水産振興センター所長及び林業事務所長は、森林管理課長から造林補助事業の検査の依頼を受けたときは、検査に従事する職員（以下「検査員」という。）を任命する。

2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

（検査の対象）

**第3条** 検査は、申請のあった施行地1カ所ごとに行う。

（検査の認定）

**第4条** 検査の結果、当該施行地が要領等に適合しないものであるときは、竣工とは認めず、不合格である旨を申請者に通知する。

2 前項の不合格である施行地で当該年度内における一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行う。

（検査調書）

**第5条** 検査員は、検査した事項を検査調書に記入し、これに押印等する。

(検査調書等の保存)

**第6条** 検査調書及びこれらに関する書類等は、事業の終了の翌年度から起算して5年間保存する。

## 第2章 検査

### 第1節 共通事項

(検査の趣旨)

**第7条** 検査は、その内容が森林環境保全整備事業実施要領（以下「実施要領」という。）等に定める採択要件に合致していることを確認することを旨として行う。その際、施業の実施状況等、申請書により確認できない事項は、現地にて確認する。ただし、森林環境保全整備事業実施要領の運用6の(3)のアの(カ)【オルソ画像による申請書類の省略】の規定によるオルソ画像等が添付された申請の場合は、第9条から第13条まで及び第18条から第24条までに定める内容について、オルソ画像等で確認可能な場合は、現地での確認を省略できる。

(GIS等の活用)

**第8条** 検査に合格した施行地については、当該施行地の位置、区域、面積（検査により確定した面積。以下「査定面積」という）等をGIS等で管理し、次回以降の補助金交付申請及び検査に活用することができる（GIS等で管理し活用できる情報について以下「GIS等登録情報」という）。

2 GIS等登録情報のある施行地について申請があった場合、申請された施行地と当該施行地が同一であることを確認し、査定面積等にGIS等登録情報を利用する。

(面積の照査及び査定)

**第9条** 面積の検査は、申請面積と照査して行い、査定は、検査面積を採用する。

2 面積の単位はヘクタールとし、小数点以下第3位を切り捨てし、2位止めとする。

(施行地の位置確認)

**第10条** 申請書に記載された施行地の位置については、県の保有する森林計画図、地球測位システム（GNSS）、GIS等で照合・確認する。

(施行地の区域確認)

**第11条** 申請書に記載された施行地の区域については、周辺林地の林地況等により確認する。

2 施行地として認める区域は、現に施業対象となる樹種が植栽されている、又は、地拵えが完了している区域とする。

3 実施要領に規定された事業内容のうち、地表かき起こし、不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する森林の区

域を施行地の区域とする。

- ・第1の1の(1)【森林環境保全直接支援事業】のイ【樹下植栽等】、キ【除伐】、ク【保育間伐】、ケ【間伐】、コ【更新伐】
- ・第1の2の(1)【森林緊急造成】のアの(イ)【樹下植栽等】、(カ)【除伐】
- ・第1の2の(2)【被害森林整備】のアの(イ)【樹下植栽等】、(キ)【除伐】、(ク)【保育間伐】、(ケ)【間伐】
- ・第1の2の(3)【重要インフラ施設周辺森林整備】のアの(イ)【樹下植栽等】、(キ)【除伐】、(ク)【保育間伐】、(ケ)【間伐】
- ・第1の2の(4)【保全松林緊急保護整備】のイの(イ)【樹下植栽等】、(カ)【除伐】、(キ)【保育間伐】、(ケ)【更新伐】

(除地)

**第12条** 施行地内の植栽不可能地であつて1カ所の面積が原則0.01ヘクタール以上であるものは除地とし、査定面積に含めないものとする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1カ所の面積が0.01ヘクタール以上であつても査定面積に含めることができることとするが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は1ヘクタール当たり0.1ヘクタールを超えないものとする。

(測量成果・面積の確認)

**第13条** 第8条2項のGIS等登録情報がない場合、又は、同項において同一と認められなかった場合は、以下のいずれかの方法により、測量成果及び面積を確認する。

- (1) コンパス等による測量の場合は、2個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差の限度は、方位角及び高低角各2度、距離5/100とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
  - (2) GNSS等による測量成果の提出があつた場合は、2カ所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される精度は3メートル以内とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
  - (3) オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルをGIS等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。
- 2 前項による結果が、誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量等を命じるものとする。

(施業間隔・重複申請の確認)

**第14条** 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地においては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを確認する。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。

(森林所有者及び造林地の地番)

**第15条** 造林地の森林所有者及び地番を確認し、確認方法を検査調書の備考欄等に記載する。

(事業主体等の確認)

**第16条** 事業主体の要件等について、以下の書類等により確認する。また、事業の実施に同意していることについて森林所有者等に対して確認する。

(1) 事業主体としての要件を満たしていること。

ア 実施要領第1の1の(4)のウ【査定係数】に係る次の書類等

(イ) 認定された森林経営計画等

(イ) 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等

イ 実施要領第1の2の(1)【森林緊急造成】、(2)【被害森林整備】のアの(ア)～(シ)【森林災害等復旧林道整備を除く】、(3)【重要インフラ施設周辺森林整備】及び(4)【保全松林緊急保護整備】の事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し

ウ 事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し

エ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し等

(2) 事業主体が森林所有者でない場合又は分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。

ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し（事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。）

イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し

ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等

(3) 実施要領第5の1の(2)【第三者への委任】により事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領(以下、「代理申請」という。)が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。

ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し

イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し

(4) (1)～(3)における契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有者等の自筆署名によること(ただし、契約日が平成30年4月1日以降のものに限る。)

(現場監督費及び社会保険料等の確認)

**第17条** 実施要領第5の3の(4)【間接費の加算】による施行地においては、以下のことを確認する。

- (1) 現場監督費(現場労働者が雇用者により実施された場合)及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入状況調査表に基づき、保険料の払い込み証明書等により確認する。
- (2) 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあつては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。

## 第2節 施業種ごとの検査事項

(人工造林及び樹下植栽等の検査)

**第18条** 人工造林及び樹下植栽等については、次により確認する。

- (1) 地拵えについては、伐採及び刈払並びに倒木、刈払物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されているかどうかを確認する。
- (2) 植栽本数等の検査は、次のいずれかの方法(以下「本数検査法」という。)により、施行地の面積が0.5ヘクタール以下の場合には1カ所以上、0.5ヘクタールを超え4ヘクタール以下の場合には2カ所以上、4ヘクタールを超え6ヘクタール以下の場合には3カ所以上、6ヘクタールを超え8ヘクタール以下の場合には4カ所以上、8ヘクタールを超える場合は5カ所以上で行う。
  - ア 施行地内の任意の植列において植栽木11本の間隔の延長及びその植列に直角の方向に11列の間隔の延長をそれぞれ実測し、苗間列間距離の平均値を求め、早見表により植栽本数を算出する方法又はこれに類する方法。
  - イ 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積100平方メートルを基準として設定した区域内の全植栽本数等を計測する方法。
- (3) 枯損率については、本数検査法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を計測し、枯損苗本数/植栽本数により算出する。
- (4) 枯損率が30パーセント未満であるときは、植栽本数等をもって査定本数とする。
- (5) 1施行地に適用標準単価の異なる2樹種以上が植栽されている場合には、計測又は本数比により面積を按分して区分する。
- (6) 苗木については、苗木受払簿等により樹種及び本数を、苗木以外の資材については購買伝票等により商品名及び数量を確認する。
- (7) 樹下植栽等の施業のうち、地表かき起しについては、地表かき起しの状況を確認するとともに、支障木除去、不良木淘汰及び不用萌芽の除去については、本数検査法により検査する。
- (8) 補植については、補植前の枯損率を写真等により確認するとともに、補植状況について本数検査法より補植率(補植本数/補植後の植栽本数)を確認することに加え、苗木受払簿等により購入した苗木の本数が補植本数を上回っていないことを確認する。

(下刈りの検査)

**第19条** 下刈りについては、雑草木により植栽木の生育を阻害しないように刈払いが行われているかを確認する。

(倒木起こしの検査)

**第20条** 倒木起こしの本数については、本数検査法により、倒木起こし本数率（倒木起こし本数／現存生立本数）を確認する。査定面積は、倒木起こし本数率×被害区域面積により求める。

2 被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を単位する。

(除・間伐等の検査)

**第21条** 除伐、保育間伐、間伐等の不良木の淘汰の本数については、本数検査法により、施行地の面積が10ヘクタール以下の場合は2カ所以上、10ヘクタールを超え15ヘクタール以下の場合は3カ所以上、15ヘクタールを超え20ヘクタール以下の場合は4カ所以上、20ヘクタールを超える場合は5カ所以上で行い確認する。

2 不用木の除去及び不良木の淘汰後の枝払、玉切、片付の実施率については、前項の検査区域内（不用木の除去のみを実施した施行地にあつては、本数検査法により設定する区域内）において確認する。

3 間伐等における伐採木の搬出材積については、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難しい場合は、はい積写真及び検知野帳等により確認する。

(保育間伐の検査)

**第22条** 12齢級を超える林分で行った保育間伐については、前条の本数検査法に加え、平均胸高直径調査表に基づき、伐採した不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満であることを確認する。

(付帯施設等整備の検査)

**第23条** 付帯施設等整備の検査については、標準的な仕様以上の効果が発揮できることを確認する。

2 当該付帯施設等整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

3 下刈りと併せて林床保全整備による施肥が行われた場合には、肥料が適正に施されているか確認するとともに、第18条第1項の(2)に準じて、施肥対象木の本数を確認する。

(森林作業道の検査)

**第24条** 森林作業道については、延長及び沖縄県森林作業道作設指針第3に規定する必要な項目を確認する。

2 当該森林作業道と整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定され

ていることを確認する。

(林齢の検査)

**第25条** 林齢については、当該施行地の植栽時の検査調書等、森林簿等又は伐根の年輪等により確認する。

(その他の検査)

**第26条** その他、規定のない施業種については、当該施業の目的とする効果が発揮できることを確認する。

### 第3節 現地での確認

(現地確認の手法)

**第27条** 第7条の規定により現地確認を行う場合は、次により実施する。

(1) 間伐及び更新伐の施行地であって、実施要領第1の1の(3)【事業規模等】の要件を満たす施行地のまとまり(以下「森林経営計画等」という。)の数に応じ、次の方法により抽出された施行地にて実施する。

ア 申請者の1申請に係る森林経営計画等の数が1つである場合は、当該申請に係る施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地

イ 申請者の1申請に係る森林経営計画等の数が複数ある場合は、森林経営計画等の数に応じ、下表のとおり無作為抽出する。無作為抽出された森林経営計画等において、1申請に係る総施行地数の1/10以上に相当する施行地を無作為に抽出した施行地

森林経営計画等数	抽出数
2～3	2以上
4～5	3以上

(2) (1)以外の施行地については、1/10以上を無作為に抽出した施行地を現地確認箇所とし、残りの現地確認を省略することができる。なお、付帯施設等整備については、施行地数から除くとともに、その主たる施業の現地確認箇所と同一箇所にて現地確認が行えるものとする。

(3) (1)及び(2)の規定により無作為抽出を行う場合は、信頼性を確保するため、乱数表による抽出を行う等、無作為抽出の徹底に留意するとともに、抽出に当たっては造林事業等の指導、検査等に関わる者以外の職員が行うものとする。

2 現地確認において疑義が認められた場合は、前1項を適用しない。

3 交付申請より前に事業主体から現地検査依頼書(別記第1号様式)の提出があった場合には、これにより交付申請予定の施行地の一部について現地確認を実施することができるものとし、その際の現地確認の省略については第1項の規定に準ずるものとする。また、交付申請受理後のこの部分に係る現地確認を省略できる。

4 第1項及び第3項により現地確認を実施した施行地の検査調書には「現地確認」欄に有無を記載し、施業図又は検査調書に下記事項を朱線で記入する。ただし、GNSSデータ

が記録された検査写真等により検査位置を特定することができる場合は、当該データを整理し、朱線と同程度の可読性を担保することで省略することができる。

- ア 検査員が検査のため踏査した経路
- イ 検測した線又は検測点
- ウ 標準地又は検定した苗間列間のおよその位置

(現地確認の体制)

**第28条** 現地確認を行う場合は、その信頼性等を確保するため、原則として2名以上の体制により実施する。ただし、GNSS等の位置情報等を活用して確実に現地確認を行ったことが確認できる場合は、1名での体制により実施する。

(立 会)

**第29条** 現地確認は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行う。

(写 真)

**第30条** 現地確認を行った際には、検査員及び立会人並びに検査状況（測量成果の検査状況、伐採本数、施行状況等）の写真を撮影し、検査調書に添付しておくものとする。なお、これらの写真は、原則としてGNSS等のデータが記録されたものとする。

(検査調書等の様式)

**第31条** 検査調書等の様式は、次のとおりとする。

- |               |         |
|---------------|---------|
| (1) 造林事業検査命令簿 | 1 表     |
| (2) 造林検査野帳    | 2 表     |
| (3) 造林検査調書    | 3 表     |
| (4) 森林作業路検査調書 | 4 表     |
| (5) 現地検査依頼書   | 別記様式第1号 |

(補助金の査定)

**第32条** 標準経費は、標準単価に事業量を乗じて求める。

- 2 補助金額の査定は、市町村が森林空間総合整備事業、及び絆の森整備事業（共生環境整備を除く。）を請負又は直営に付して実行した場合は実行経費を、それ以外の事業を請負又は直営に付して実行した場合は、標準経費と実行経費のいずれか低い額を補助対象経費とする。
- 3 第2項以外の場合は、標準経費を補助対象経費とする。
- 4 補助金の確定は、補助対象経費に補助率を乗じて求める。

第4節 その他

(作業安全規範の確認)

**第33条** 検査員は、森林環境保全整備事業実施要領の運用6の(3)のイに基づく「農林水

産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け「チェックシート」が申請書に併せて提出されているか確認する。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から適用する。